

平成18年6月9日

株 主 各 位

神奈川県海老名市大谷3905番地

ア ツ ギ 株 式 会 社

代表取締役社長 岡 安 清 友

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成18年6月28日（水曜日）午後5時15分までに到着するよう折り返しご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県海老名市大谷3905番地
当社 本社A棟6階大ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 株主総会の目的である事項
報 告 事 項 1. 第80期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
2. 第80期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項
第1号議案 第80期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
4. 議決権の行使等についてのご案内
(次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください)

以 上

(お願い)

当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

【議決権の行使等についてのご案内】

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類、営業報告書、計算書類及び連結計算書類の内容とすべき事項について修正をすべき事情が生じた場合の周知方法

修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.atsugi.co.jp>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第80期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付の第80期報告書（15頁）に記載のとおりであります。

配当金につきましては、収益の状況や内部留保の水準等を総合的に勘案して決定する考えであります。同時に安定配当に留意することも大切であると考えております。

この考え方にに基づき、当期の業績等を総合的に判断し、また、株主の皆さまの日頃からのご支援にお応えするため、当期末の配当金につきましては、1株当たり1円増配し、1株当たり2円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 公告の周知性の向上と公告費用の削減を図るため、当社の公告方法を東京都において発行する日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができないときの措置を定めるため、現行定款（第4条）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役の員数を、当社の規模および実態にあわせるとともに、的確かつ迅速な意思決定を行うため、現行定款（第18条）に定める員数を20名以内から12名以内に変更するものであります。
- (3) 取締役会の招集権者および議長を、取締役会長が置かれている場合には取締役会長に変更するため、現行定款（第22条）について所要の変更を行うものであります。
- (4) 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」といいます。）ならびに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款の一部を変更するものであります。

会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株式の権利について明確化を図るため、変更案第11条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

株式取扱規程に委任する事項を明確化するため、現行定款（第11条）を変更するものであります。

インターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示し、書面による提供の省略を可能とすることにより、株主の皆様のご利便性を高めるとともに、株主総会関連費用の削減を図るため、変更案第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第27条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

整備法の施行に伴い、定款にその定めがあるものとみなされる株券を発行する旨や各機関の設置等を明記するものであります。

- (5) 上記のほか、規定の加除、修正および移設とあわせて、表現の変更、字句の修正、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容
 変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
(商号)	(商号)
第 1 条 当社はアツギ株式会社と称する。 英文ではATSUGI CO.,LTD.と表示する。	第 1 条 当社は、 <u>アツギ株式会社</u> と称する。 英文では、 <u>ATSUGI CO.,LTD.</u> と表示する。
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、 <u>次</u> の事業を営むことを目的とする。
1. 合成繊維等の製造、加工、売買及び輸出入	1. {
2. 衣料用等繊維製品の製造、売買及び輸出入	2. {
3. 印刷業及び製袋業	3. {
4. 繊維機械等の製造、改造、修理、売買及び輸出入	4. {
5. 各種繊維製品等の陳列器材の製造及び売買	5. {
6. 住宅の建設及び売買	6. {
7. 倉庫業	7. {
8. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理	8. {
9. 住宅地、工業用地等の開発、造成及び売買	9. { (現行どおり)
10. 医療福祉用のポータブルトイレ及び風呂用昇降機等の介護用品の製造、売買及び輸出入	10. {
11. 医療機器の製造、売買及び輸出入	11. {
12. 損害保険並びに生命保険の保険代理業	12. {
13. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業	13. {
14. 損害保険会社に対する特定証券業務(証券取引法第65条の2第11項)の委託の斡旋及び支援	14. {
15. 前各号に付帯する一切の事業	15. }

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社の本店は神奈川県海老名市に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社の本店は、<u>神奈川県海老名市</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によりおこなう。</u></p>
<p>第2章 株式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は3億9,103万9千株とする。<u>但し、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社は1,000株をもって株式の1単元とする。 — <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3億9,103万9千株とする。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社は、<u>1,000株をもって株式の1単元とする。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第9条 当社は、株式に係る株券を発行する。 — <u>前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の種類)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規定による。</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その所有する単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すことを当社に請求(以下「買増請求」という)することができる。</u></p> <p>— <u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規定による。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を<u>売</u>り渡すことを当社に請求することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、<u>以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 3. <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</u>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し、これを公告する。</u></p> <p>当社の株主名簿、実質株主名簿及び<u>株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、届出の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡し等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告する。</u></p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び<u>株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当社の株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式に関する事項は、この定款に定めるもののほか、取締役会に定める株式取扱規定による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月末日現在の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>— 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある毎に招集する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役会の決議にもとづき取締役社長がこれを招集し、議長となる。但し、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにかわる。</p> <p>— 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株式及び株主の権利行使に關する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。</p> <p>(基準日)</p> <p>第15条 当社は、毎年3月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>— 取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、議決権ある他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会前に、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(株主総会議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印する。</p> <p>— 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。)に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>— 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、20名以内とする。 (取締役の選任方法及び累積投票の排除)</p> <p>第19条 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によっておこなう。</u></p> <p>— 取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>補欠又は増員により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 <u>当会社の代表取締役は、取締役社長がこれに当たる。但し、取締役社長のほか、必要に応じて取締役会の決議により、他の取締役のなかから代表取締役を置くことができる。</u> <u>取締役会の決議によって、会長、副会長、社長各1名及び副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、<u>12名以内とする。</u> (取締役の選任方法及び累積投票の排除)</p> <p>第21条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u> — <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u> — <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>取締役会は、その決議によって、取締役社長、取締役会長、取締役副会長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第22条 <u>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(取締役会の業務執行)</p> <p>第23条 <u>取締役会は法令に定めある事項その他の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。</u></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集の通知は各取締役及び各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。</u> <u>取締役会は取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもっておこなう。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、取締役会長が置かれているときは取締役会長が招集し、議長となる。</u> <u>取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が取締役会を招集し、議長となり、取締役会長及び取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。</u> <u>取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 <u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(相談役及び顧問)</p> <p>第26条 <u>業務上必要あるときは取締役会の決議をもって、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。</u> <u>— 相談役及び顧問の任期は2年とする。</u> <u>(取締役会議事録)</u></p> <p>第27条 <u>取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印する。</u> <u>— 取締役会の議事録は、これを10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(相談役及び顧問)</p> <p>第28条 <u>取締役会は、その決議によって、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。</u> (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 <u>取締役に關する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役に於いて定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(取締役の報酬)</p> <p>第28条 <u>取締役の報酬は、株主総会においてこれを定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第29条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u> (監査役の選任方法)</p> <p>第30条 <u>監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によっておこなう。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に關する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 <u>取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u> 第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第31条 (現行どおり) (監査役の選任方法)</p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> — <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 当社は、常勤監査役 1 名以上を置く。 <u>常勤監査役は、監査役の互選によって定める。</u></p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第33条 監査役会の招集の通知は各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。 <u>監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもっておこなう。</p> <p>(監査役会議事録)</p> <p>第35条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、出席した監査役が記名捺印する。</u> <u>監査役会の議事録は、これを10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第36条 <u>監査役の報酬は、株主総会においてこれを定める。</u> 第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第37条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 当社は、常勤の監査役 1 名以上を置く。 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u> 第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当)</p> <p>第38条 <u>利益配当金は毎営業年度末日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は取締役会の決議により毎年9月30日現在における株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して中間配当をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第40条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してなおこれを受領しないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第40条 <u>当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当をおこなう。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第42条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	岡安清友 (昭和13年8月4日生)	昭和37年10月 厚木ナイロン商事㈱入社 昭和48年6月 同社中部地区本部長 昭和55年2月 同社取締役 平成4年2月 同社常務取締役 平成5年10月 同社専務取締役 平成7年6月 同社代表取締役専務 平成8年6月 同社代表取締役社長 平成11年10月 当社代表取締役社長（現任）	210,000株
2	藤本義治 (昭和23年4月29日生)	昭和47年4月 当社入社 平成2年12月 当社経理部長 平成4年2月 当社取締役 平成11年10月 当社経営企画室長 平成14年4月 当社常務取締役（現任） 平成15年4月 当社経営企画室長兼管理本部長 平成16年4月 当社管理本部長（現任）	72,000株
3	佐々木秀雄 (昭和19年10月26日生)	昭和38年4月 当社入社 昭和57年6月 当社機械開発部長 昭和58年2月 当社取締役 昭和62年11月 当社常務取締役 平成元年2月 当社取締役副社長 平成7年6月 当社代表取締役副社長 平成10年11月 当社代表取締役社長 平成11年10月 当社代表取締役副社長 平成12年4月 当社レッグ統括 平成15年4月 当社レッグ事業本部長 平成18年4月 当社取締役兼副社長執行役員生産本部長（現任） 他の会社の代表状況 煙台厚木華潤靴下有限公司董事長	152,000株
4	山崎芳朗 (昭和20年9月30日生)	昭和39年4月 当社入社 平成11年10月 当社インナー生産技術部長 平成13年4月 当社インナー副統括 平成14年4月 当社インナー統括 平成14年6月 当社取締役 平成15年4月 当社インナー事業本部長 平成18年4月 当社取締役兼常務執行役員生産副本部長（現任）	38,000株

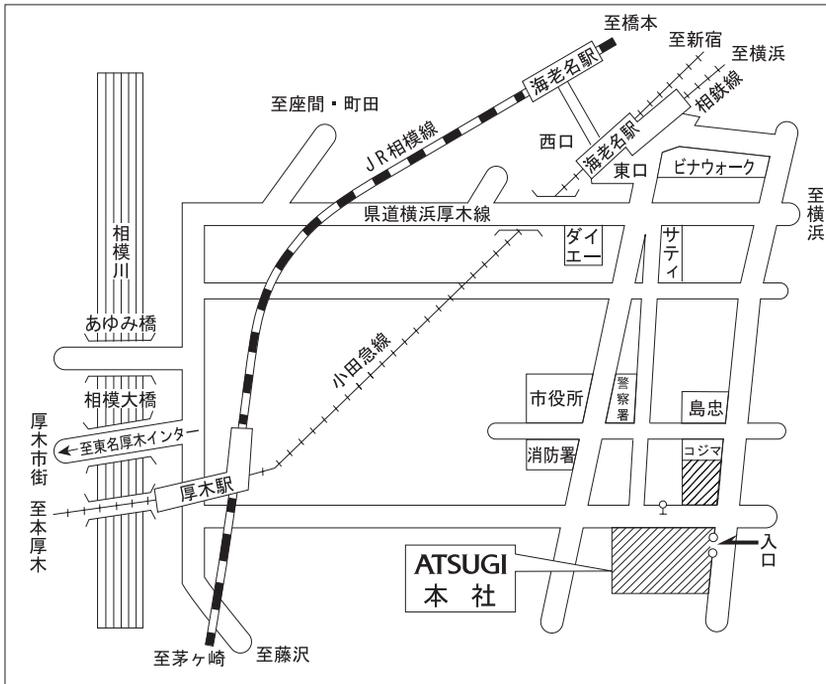
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
5	高幣俊秀 (昭和24年4月10日生)	昭和47年4月 厚木ナイロン商事(株)入社 昭和63年12月 同社名古屋西支店長 平成4年7月 同社販売第8部長 平成13年9月 当社チェーンストア第1支店長 平成14年10月 当社執行役員 平成16年4月 当社レッグ第2営業統括 平成16年6月 当社取締役 平成18年4月 当社取締役兼常務執行役員営業本部長(現任)	32,400株
6	新井俊資 (昭和22年7月13日生)	昭和45年4月 厚木ナイロン商事(株)入社 平成4年7月 同社販売第4部長 平成5年6月 同社取締役 平成7年4月 同社マーケティング部長 平成13年4月 当社営業副統括兼営業管理部部長 平成14年4月 当社営業統括 平成14年6月 当社取締役 平成15年12月 当社レッグ統括 平成16年4月 当社レッグ第1営業統括 平成18年4月 当社取締役兼執行役員(現任)	69,000株
7	内田章 (昭和25年10月4日生)	昭和50年4月 東レ(株)入社 平成16年6月 同社経営企画室参事兼IR室参事 平成17年6月 同社財務経理部門長(現任) 平成17年6月 同社取締役(現任)	0株

- (注) 1. 取締役候補者佐々木秀雄氏は、煙台厚木華潤靴下有限公司の董事長を兼務し、当社は同社との間に、原料資材の輸出、製品の輸入等の取引関係があります。
2. 内田章氏は社外取締役候補者であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県海老名市大谷3905番地
当社 本社A棟6階大ホール
電話 046(231)1111



交通：小田急線または相鉄線「海老名駅」東口より徒歩18分
同駅 バス乗場より「**綾31** 厚木ナイロン經由農大前」行、厚木ナイロン
下車 所要約5分
JR相模線「海老名駅」より徒歩25分